

食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会（第6回） 議事要旨

日時：令和7年9月11日（木）13:30～15:30 （オンライン開催）

出席者：出席者名簿のとおり

概要：

1. 報告・発表

（1）取組報告

① (株)サンプラザから、資料1－1に基づき報告。

対象商品購入による寄付を通じて食品ロス削減と地域支援を進め、4年間で約220万円を寄付し、SDGs認証も取得して他県に展開中。

② SBSホールディングス(株)から、資料1－2に基づき報告。

セカンドハーベスト・ジャパンへの物流支援を2018年から開始し、グループ会社間で費用負担の仕組みを整えることで、グループ全体で継続的な社会貢献活動を実施。

（2）フードバンク認証と実証について

消費者庁から、資料2に基づき報告。

来年度開始予定のフードバンク認証制度及び制度検討のための実証事業について説明。質疑応答では、「食品寄附ガイドライン」を参考に、認証を取得しているフードバンクと認証を取得していないフードバンクの間で寄附食品を融通することは可能とされ、本制度は認証を取得していないフードバンクの活動を制限するものではないとの説明があった。一方、認証制度の導入により、政府備蓄米の交付等に係る扱いについて懸念が示された。

（3）フードバンクへの食品提供に係る税制（損金算入等）について

PwC 税理士法人から、資料3に基づき報告。

フードバンクへの食品の提供に係る税制上の取扱いについて、一般的に寄附の場合は、損金算入に制限があるが、一定条件を満たせば廃棄と同様に全額損金算入が可能となること等について解説された。質疑応答では、食品寄附の損金算入については簿価処理が考えられるとの見解が示されたほか、食品以外の日用品も税制優遇の対象に加えるべきといった生活支援の実態に即した制度改善の要望があった。

2 意見交換

フードバンク認証制度に関し、小規模団体への配慮する必要性がある旨の意見があった。また、認証制度についてQ&A形式で公開すべきとの意見があった。消費者庁から、実証結果を官民協議会等で共有し、制度改善に活かす旨回答した。

—以上—